

障害者職場実習推進事業のご案内

愛媛労働局では、障害者の雇用促進のため、企業の皆様を対象に、障害者の職場実習受入のご協力についてご案内しております。

このような企業の皆様へ

- ・障害者雇用をしたいと考えているが雇用にはためらいがある。
- ・障害のある人にどんな仕事ができるかわからない。
- ・障害者雇用に関心がある。

実習に際しては就労支援機関等のスタッフがフォローいたします

実習の流れ

実習受入事業所として登録

労働局・ハローワークが
実習希望者を紹介

雇用を前提としない
職場実習を経験

事業の内容

実習対象者

職場実習を希望する障害者の方

実習日数

5日～10日間

実習時間

必要に応じて1日3時間から事業所の所定労働時間内

保険の加入

実習期間中の事故等に関する保険加入は、就労支援機関または愛媛労働局が行います。

賃金の支払い

実習期間中の賃金や交通費の支払いは必要ありません。

協力謝金

実習を行った事業所に対して、一定の要件により、1日一人当たり2,000円の協力謝金をお支払いいたします。
(一回の実習に対し、一人当たり上限20,000円)



職場実習の受入や障害者雇用についてお気軽にご相談ください！

愛媛労働局 職業安定部 職業対策課

790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階

電話 089-941-2940

担当：地方障害者雇用担当官

就職支援コーディネーター

E-mail：kawaguchi-takayasu@mhlw.go.jp

yamada-hiroko@mhlw.go.jp

